

教育委員会の共同設置

(県教育委員会)

(要旨)

第 14 回の専門部会を開催し、教職員の多忙化解消に向けた新規取組項目として、以下のとおり、専門部会案をとりまとめた。

また、賀茂地域教育振興方針を実現していくため、H29 重点取組項目及び賀茂地域学校魅力化推進協議会の進め方とこれらの取組の 29 年度の成果イメージについて対話・確認したので、その概要を報告する。

1 会議の概要

(1) 日 時 : 平成 29 年 7 月 31 日 (月) 14 時 00 分～15 時 30 分

(2) 会 場 : 静岡県下田総合庁舎 2 階第 3 会議室

議題・確認内容 : 賀茂地域教育振興方針重点取組

賀茂地域学校魅力化推進協議会に係る進捗状況と今後の取組

2 協議内容 (専門部会案)

議 題	確認内容
教職員の多忙化解消に向けた新規取組項目	・「指導要録の電子化」について、下田市から提案があり、新規取組項目として実施する。

3 報告内容

議 題	確認内容
賀茂地域教育振興方針に基づく取組	・賀茂地域教育振興方針 (H28～31) における H29 重点取組項目について、進捗状況と 29 年度の成果イメージを確認した。 ・今後とも、幹事市町、賀茂地域教育振興センター及び県が連携して項目ごとに取組を進める。
地域による高校の魅力化	・賀茂地域教育振興方針の H29 重点取組項目「賀茂地域学校魅力化推進協議会」について、担当市町を中心に協議会の体制整備に向けた取組を進めることを確認した。 ・今後とも、各校の現状や将来の方向性を踏まえ、関係者との協議を行っていく。

4 今後のスケジュール

時期	予定	内容
8 月～	重点取組の推進	幹事市町、賀茂地域教育振興センター、県が連携
9～10月	第15回専門部会	経過報告、静大との連携協定調印 (予定) 等
12月	第16回専門部会	成果まとめ、次年度に向けた方針の検討
1～3月	次年度の準備	引き続き市町、センター、県が連携
H30～31		引き続き賀茂地域教育振興方針の取組推進 (H31の目標達成に向け取り組み)

賀茂地域教育振興に係る市町間の連携

(県教育委員会)

7月31日に実施した専門部会における検討状況は、以下のとおりである。

1 賀茂地域教育振興方針 重点取組に係る取組方針

賀茂地域教育振興方針における H29 重点取組項目及び高校の魅力化に向けた賀茂地域学校魅力化推進協議会の進捗状況と 29 年度の成果イメージについて確認した。

今後とも、幹事市町、賀茂地域教育振興センター、県が連携して項目ごと取組を進める。

項目	進捗状況	29年度の成果イメージ	幹事
①「賀茂地域学校魅力化推進協議会」	各高校の担当市町を中心に今後の方向性を確認 (別紙2参照)	各校ごとに「賀茂地域学校魅力化推進協議会」を立ち上げ、関係者と連携して高校の魅力化を推進	松崎町
②幼保・小・中・高の連携強化に向けた実践事例集	事例集の掲載事例候補を収集し、事例集のイメージを作成	掲載事例を充実させ HP に掲載し、市町間で共有 住民・外部にも取組事例を広く PR	東伊豆町
③「賀茂地域教育サポーター推進組織」	サポーターの候補となる団体、人材を洗い出し、各市町で共有	1市5町全域で活躍していただける方をサポーターとして認証 (サポーター登録証を作成・交付)	河津町
④「静大と賀茂6市町教委間における相互連携協定」	協定案を作成し、内容を確定	部会等の中で静岡大学との調印式 静岡大学・各市町の希望に基づき、協定に基づく事業を実施	西伊豆町
⑤遊休施設(地)等リストアップ、文科省サイト掲載	遊休施設(地)の収集と掲載候補リストの作成	リスト情報の充実と文科省サイトへの掲載 大学や民間事業者への情報提供	南伊豆町
その他	—	上記情報等を一括して掲載するサイトを作成	—
	賀茂地域教育振興センター(各市町担当指導主事)が取組を支援	取組の支援を通じて、同センターの機能向上について検討	
	県立大、文芸大観光学科(コース)設置に関して賀茂地域との連携推進	市町長によるトップセールス実施の検討	

2 新規の取組

「指導要録(*)の電子化」について、下田市から提案があり、以下の方針で取り組む。

*指導要録は、入学・卒業等の学籍に関する記録(保存年限20年)と、学習の記録・成績等、指導に関する記録(保存年限5年)からなっている。

項目	取組方針	幹事
指導要録の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き、様式等の共通化の検討 →エクセル等シート作成、またはデータベース化(市町フレンドシップ推進事業の活用) 先行事例の調査 	下田市

賀茂地域学校魅力化推進協議会の進め方

1 目的

賀茂1市5町にある高等学校（下田、稲取、松崎、南伊豆分校）が、これまで以上に魅力化を図るため、学校、PTA、市町、地域の代表者等が話し合う場を設置し、社会総がかりの教育を実現する。

学校側への意見や対応を求める場ではなく、地域としても学校活性化のためにできることを見つめ直し、関係者の協力を得て応援する体制を充実させる。

2 協議会の体制整備

各校ごとの担当市町を中心に、それぞれの現状や将来の方向性を踏まえ、協議会の体制整備に向けて取り組み、関係者との協議を進める。

学校魅力化 推進協議会	方向性	担当市町名
下田高校	同窓会、後援会主体にあり方を調整	下田市（河津町）
南伊豆分校	支援に積極的な南伊豆町主体に調整	南伊豆町
松崎高校	連携型中高一貫の両町主体に調整	松崎町（西伊豆町）
稲取高校	1市2町の広域で構成していく	東伊豆町

※各協議会を代表する幹事市町は、松崎町が務める。

3 協議会の構成メンバー

新たな構成メンバーによるか、学校評議員制度などの既存の制度を活用するか、今後、高校教育課、各校も加わって、実情に応じて選定を進める。

4 主な協議事項

- ・小・中・高等学校の連携
- ・教科や特別活動等の教育活動の充実
- ・地域との連携推進に関すること
- ・卒業後の進学、就職等のキャリア支援に関すること
- ・各協議会間や外部との連携、調整

今後の県立高等学校の在り方について

— 平成40年度（2028年）を見通して —

（最終報告）

平成29年 8 月

静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会

はじめに

静岡県教育委員会では、これまでに、平成23年3月に静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」、平成26年3月に静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン第2期計画」を策定し、魅力ある学校づくりを進めている。

また、平成28年2月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置した静岡県総合教育会議の意見等を反映させた静岡県教育大綱「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」が策定され、本県の教育目標や施策の基本方針がより明確に示された。

「有徳の人」づくりに向けた基本姿勢では、子供たち一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じ、それぞれが持つ優れた資質を十分に伸ばしていく教育を社会総がかりで推進していくこととされている。

「静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会」は、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」、「静岡県教育振興基本計画」の基本方向を踏まえつつ、これまでの「静岡県立高等学校長期計画」及び「静岡県立高等学校第二次長期計画」の成果と課題を検証し、中長期的な展望に立った今後の県立高等学校等の在り方について、静岡県教育委員会から平成28年4月8日付けで検討を依頼された。

以来、本検討委員会において個別の重要項目ごとに検討を重ね、広く各方面からの意見をいただきながら論点を整理し、今後10年間程度(2028年)を見通した「静岡県立高等学校の今後の在り方について」の最終報告をまとめた。

今後は、ここに示した基本方向を踏まえながら第三次長期計画が策定され、着実に推進されることを期待する。

平成29年8月

静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会委員長 山崎 保寿

目 次

県立高等学校等の今後の在り方について

I	静岡県高等学校教育等の総括的な基本方向	1
II	個別の重要項目ごとの基本方向	1
1	高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの在り方	1
	(1) 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの現状（展望）と課題	1
	(2) 公立高等学校における生徒受入れの基本方向	2
2	高等学校の魅力化（改善・充実）の在り方	2
	(1) 県立の中高一貫教育校の改善・充実	2
	(2) 県立高等学校の普通科の改善・充実	3
	(3) 県立高等学校の普通系専門学科の改善・充実	4
	(4) 県立高等学校の職業系専門学科の改善・充実	6
	(5) 県立高等学校の総合学科の改善・充実	8
	(6) 普通科等・専門学科・総合学科の生徒受入割合の基本方向	9
	(7) 県立高等学校の定時制課程の改善・充実	10
	(8) 県立高等学校の通信制課程の改善・充実	11
3	生徒数減少等への対応の在り方	11
	(1) 県立高等学校の小規模校の在り方	11
	(2) 県立高等学校の全日制課程の配置等の在り方	12
4	教育環境等の整備の在り方	13
	(1) 県立高等学校の共生・共育	13
	(2) 社会に開かれた教育課程づくり	14
	(3) 県立高等学校の教職員の資質向上	15
	(4) 県立高等学校の学校施設・設備の整備・充実	15
	用語解説	17
	参考資料	

県立高等学校等の今後の在り方について

I 静岡県の高等学校教育等の総括的な基本方向

静岡県高等学校教育等にかかわる総括的な基本方向として、魅力ある学校づくりの推進にあたっては、多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を踏まえたものにするのが望まれる。

また、魅力化・特色化を図る際には、社会で生きていくために必要となる共通な力として、社会的常識や学力の基礎・基本を押さえた上で、生徒及び社会のニーズに柔軟に対応することが必要である。

II 個別の重要項目ごとの基本方向

1 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの在り方

(1) 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの現状（展望）と課題

静岡県には、地方公共団体が設置する公立高等学校と学校法人が設置する私立高等学校があり、公立高等学校の生徒受入れ計画について協議する場として、「静岡県公立高等学校協議会」が設けられている。

この協議会は、第二次生徒急増期を前にした昭和50年に、公私協調のもとで生徒の受入れを行うことをねらいとして設置されたものであるが、その後の生徒減少期においても「従来の経過を尊重し、公立2、私立1の割合を維持する」、「本県の安定した教育の実現にも配慮する必要がある」という考え方のもと、公立高等学校は、高等学校進学者のおおむね3分の2、私立高等学校はおおむね3分の1の受入れを実施してきた。

しかし、平成15年7月に県企画部が「費用対効果の高い高校教育の実現の提案」をとりまとめ、生徒の受入れに関して、「生徒数が減少する中で、現行の公私比率を長期間継続することは、学校間の競争の排除と学校の画一的な規模縮小を招き、本県高等学校教育全体の発展を阻害する恐れがあるので、基本的に廃止することが望まれる」、「公私別の募集定員について、私立高校は、特に募集人数の制限を設けないこととするが、公立高校については、過去の経緯等を踏まえ、当面、高校進学者のおおむね3分の2程度を上限とする」という提案がなされ、平成16年度の入学選抜からは、公立高等学校の募集定員が高等学校進学者のおおむね3分の2であるのに対し、私立高等学校は募集定員の制限を設けず、3分の1を超えて募集定員を設定できるようにした。

こうした中で、公私別生徒受入れの在り方については、引き続き、次のようなこ

とが課題となっている。

- ・生徒数が減少する中で、教育条件も含め、各学校が適正な規模を維持することが難しくなっている。
- ・私立高等学校は、比較的人口規模の大きい都市部周辺に設置され、公立高等学校は、都市部から過疎地域まで全県的に配置されており、担っている地域の範囲や求められる役割が異なるため、公私別に、全県的な一律の受入れ割合を設定することは難しくなっている。
- ・公立高等学校の募集定員のみには上限が設けられている。
- ・静岡県では、依然として、高等学校(全日制課程)への進学希望者のうち、公立高等学校への進学を希望する割合が高く、背景には、学費負担の差も考えられることから、ニーズを含めた多面的な検討が必要である。

(2) 公立高等学校における生徒受入れの基本方向

公私別の生徒受入れの在り方については、私立高等学校が募集定員の制限を外した後も、実質的には公立2、私立1の割合(受入比率)がバランス良く機能しており、その意味では現状の方向性を大きく変える必要はないという意見、一方で、社会における規制緩和の動き、学校間の健全な競争環境が保たれる観点からは、比率は設定しない方がよいという意見もあった。

今後の公立高等学校における生徒受入れについては、生徒及び社会のニーズ、これまでの受入実績、静岡県の教育水準の維持、公・私立高等学校がそれぞれの役割分担に基づき共に魅力化・特色化を推進できる環境づくりなど、様々なことに配慮する必要があることから、当面は、高等学校進学者の概ね3分の2を受け入れることとしつつ、引き続き、「静岡県公立高等学校協議会」において研究協議を行うことが望まれる。

2 高等学校の魅力化(改善・充実)の在り方

(1) 県立の中高一貫教育校の改善・充実

ア 県立の中高一貫教育校の現状と課題

中高一貫教育については、平成11年度から制度が導入され、静岡県の公立高校における設置状況は、次のとおりである。

形態	開始年度	実施高等学校・中学校
併設型 (3校)	平成14年度	浜松西高等学校・同中等部
	平成15年度	清水南高等学校・同中等部
	平成15年度	沼津市立沼津高等学校・同中等部

連携型 (3校) 3地区	平成14年度	川根高等学校	島田市立川根中学校 川根本町立中川根中学校 〃 本川根中学校
	平成19年度	佐久間高等学校	浜松市立佐久間中学校 〃 水窪中学校
	平成20年度	松崎高等学校	松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校 〃 賀茂中学校

併設型中高一貫教育実施校においては、社会の各分野のリーダー及びスペシャリストを育成する教育目標を明確に掲げ、国際的な視野を広める語学教育や豊かな感性を育む芸術教育など、体験活動等を重視した特色ある取り組みを実施しており、在籍する生徒は、高校入試を気にすることなく、継続的に様々な学習や学校行事、部活動に取り組むことで、学力の向上や芸術、スポーツ等の分野で才能を開花させるなど、資質・能力を伸長させている。

連携型中高一貫教育実施校においては、関係中学校と連携して、地域をテーマにした探究的な学習を実施するなど、それぞれの地域資源を活用しながら、地域理解を深め、郷土愛を育成する教育活動が実施されている。

今後の中高一貫教育の実施にあたっては、これまでの実施校における成果や導入後に生じた課題等の検証を行った上で、より一層、生徒・保護者及び社会や地域のニーズに合わせたものにする必要がある。

イ 県立の中高一貫教育校の基本方向

併設型中高一貫教育校については、希望しても実質的に選択できない地域があり、機会均等、適正配置の観点から、新たな設置について検討する必要がある。その際、地域の中学校への影響等に配慮し、できるだけ広域の小学生の選択肢となるよう、通学に便利な場所に設置されることが望まれる。

また、これまでの実施校における成果及び課題を検証した上で、6年間の教育をより一体的に施すことが効果的だと判断できる場合には、中等教育学校への移行も検討することが望まれる。

連携型中高一貫教育については、中山間地域等の人材育成、生徒確保の観点からも有効であり、関係地域の意向等を十分踏まえ、引き続き、推進する必要がある。

(2) 県立高等学校の普通科の改善・充実

ア 県立高等学校の普通科の現状と課題

中学生の普通科志向の高い傾向等を踏まえ、本県では全日制課程における生徒募集割合の6割程度を普通科が占めている。

普通科では、将来必要とされる知識・技能の基礎となる一般的な教科（共通教科）を中心に学習しており、卒業した生徒全体の進路状況では、約65%が大学等へ

進学している。ただし、学校によっては、就職する生徒の割合が高いなど多様な進路希望への対応、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒に対する学習支援が必要になっており、「共通性の確保」と「多様化への対応」が求められている。

イ 県立高等学校の普通科の基本方向

普通科においては、在籍する生徒の学力や進路希望が多様化しており、個々の学校ごとに、生徒の実態に応じた特色化や教育課程の編成が望まれる。

その際、大学等の高等教育機関への進学希望者が多い場合には、キャリア教育も含めた進学指導の充実や高大接続システム改革の方向性を踏まえた教育課程の研究が望まれる。また、多様な進路希望の生徒が在籍する場合には、職業科目の導入、特色ある類型（コース）の設置等が望まれる。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒が在籍する場合には、学び直しの学校設定科目等を入学時の比較的早い時期に履修させるなど、意欲的に高等学校段階の学習に取り組めるよう学習支援の充実を図ることが望まれる。

(3) 県立高等学校の普通系専門学科の改善・充実

ア 県立高等学校の普通系専門学科の現状と課題

特定分野をより深く学習する専門学科には、理数、外国語、芸術、体育などの「普通教育に関する専門学科（普通系専門学科）」と農業、工業、商業などの「職業教育に関する専門学科（職業系専門学科）」に分類できる。

静岡県の県立高校における普通系専門学科は、平成29年5月現在、理数に関する学科が10校、国際に関する学科が3校、外国語に関する学科が1校、芸術に関する学科が3校に設置されており、それぞれの専門分野について、系統的な学習が行われている。設置校における現状等は、次のとおりである。

(7) 理数に関する学科

事象を科学的に考察処理する能力や探究的な態度を養い、科学技術の振興等に寄与できる人材の育成を図るため、実験や演習を重視した学習を行っている。また、文部科学省の事業（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受けて、より実践的な教育課程の研究開発に取り組んでいる学校もある。

卒業後の進路では、専門性を生かし、工学部、理学部等の四年制大学への進学が多い傾向にあるが、高校の選択肢が少ない地域にあつては、理数科が特別進学クラス的な性格を有しており、学習内容と進路希望との整合性が課題となっている。

(4) 国際及び外国語に関する学科

外国語能力の育成、国際理解の推進など、広い視野と語学力を身に付けて国際社会で活躍できる人材の育成を図るため、TOEIC等を活用した英語の運用力の向上やホームステイによる海外研修や語学研修など、特色ある取組を行っている。

今後は、英語にのみ重点を置いた外国語教育では、真の国際化には対応できず、多様な外国語教育や国際化への理解が必要になっている。

(ウ) 芸術に関する学科

豊かな感性、創造的な表現に必要な資質・能力を養い、芸術文化の振興に貢献する人材の育成を図るため、音楽、美術、書道等の類型を設置し、少人数集団による指導で専門性の高い教育を行っている。

芸術家の育成という印象が強すぎると、中学生にとってのハードルが高くなり、卒業後の進路選択も狭く感じられるなど、志願が敬遠されるという指摘がある。

イ 県立高等学校の普通科系専門学科の基本方向

高等学校教育の特色化を図る上で、普通系専門学科の果たす役割は重要であり、科学技術の振興、グローバル化への対応などが求められる中、大学等の高等教育機関との連携・接続の視点も踏まえつつ、生徒及び社会のニーズに柔軟に対応した教育内容の改善・充実が必要である。また、静岡県における「新しい実学」の奨励の基本方向を踏まえ、新たな学科の設置等についても検討する必要がある。

一方、中学生が専門性の高い教育を施している専門学科を選択するためには、中学校を卒業する段階で、自己の適性、将来の職業選択等を見通すことが必要であり、職業体験も含めたキャリア教育の充実が望まれる。

以上のことを踏まえ、各学科の改善・充実及び新たな学科の設置等の検討の基本方向について例示すると、次のとおりである。

(7) 理数に関する学科

科学技術のさらなる進展が予想される中、科学的な思考力・表現力の向上が求められており、観察、実験などを通じた研究、課題解決型の学習の充実が望まれる。

また、各設置校においては、卒業後の進路状況も含め、学科の趣旨や目標を検証し、地域や在籍する生徒のニーズに合致していない場合には、実態に応じた教育課程の改善（学科改善）を検討することが望まれる。

(4) 国際及び外国語に関する学科

グローバル化の進展に伴い、真に幅広く国際社会で活躍する人材を育成するためには、単に外国語能力を身につけるだけでなく、世界における日本の役割やグローバルな課題等に関する探究的な学習を充実させるなど、質の高い多面的な教育課程の開発・実践が望まれる。

(ウ) 芸術に関する学科

社会や産業界における芸術活動の動向等を踏まえつつ、芸術を「新しい実学」として捉え、アートマネジメントや関連産業にも視野を広げた幅広い分野で活躍できる人材を育成するための教育課程の検討が望まれる。

(エ) 新たな学科の設置等の検討

静岡県では、「有徳の人」づくりに向け、「文・武・芸」三道の鼎立を掲げ、「新しい実学」の奨励に取り組むこととしており、このうちスポーツに関しては、生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる環境づくりや若者の才能を伸ばす実践的な学問とすることが求められている。

このことを受け、静岡県のスポーツ振興に広く貢献できる人材を育成するために、「体育に関する学科」の設置について検討する必要がある。その際、教育目標としては、競技力の向上のみに重点を置くことなく、地域のスポーツ振興や高齢化社会における健康長寿の実現に寄与できる指導者の育成等に配慮することが望まれる。

また、国際化の進展を受け、他の都道府県では、国際バカロレア機構が提供する教育プログラムを導入し、国際社会で活躍できる人材の育成を進める動きがあるが、現時点では、運用における課題等も多いことから、動向を注視しながら先進事例等を研究することが望まれる。

(4) 県立高等学校の職業系専門学科の改善・充実

ア 県立高等学校の職業系専門学科の現状と課題

静岡県の県立高校における職業系専門学科は、平成29年5月現在、分校も含めて農業に関する学科が6校、水産に関する学科が1校、工業に関する学科が10校、商業に関する学科が12校、家庭に関する学科が1校、福祉に関する学科が3校に設置されており、それぞれの学科の特色を生かした教育が行われ、多くの卒業生が地域の企業等に就職している。

一方、社会の変化に伴い、産業界が求める知識・技能と専門学科の学習内容との間に乖離が生じているという指摘もあり、今後は、産業の高度化等に対応した教育内容の充実が求められている。設置校における現状等は、次のとおりである。

(7) 農業に関する学科

地域の農業の振興等に貢献できる人材の育成を目指し、食糧供給に関わる生産、食品、環境等の幅広い分野について、地域性を生かした学習、企業や農林大学校等と連携した実践的な教育を行っている。

卒業後の進路では、多くの生徒が地域の関連産業に就職しているが、専門性を深化させるために大学や専門学校等へ進学する割合も増えている。

(イ) 水産に関する学科

地域の水産を支える人材からグローバルに活躍する人材の育成を目指し、文部科学省の事業（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）の指定を受けて、専門的職業人を育成するための教育課程の研究開発に取り組むとともに、大学や水産技術研究所、地域の企業等と連携した実践的な教育を行っている。

また、県内で唯一の専攻科を設置し、船舶職員(3級海技士)を養成するための5年間教育を実施している。

(ウ) 工業に関する学科

ものづくりから、光技術、エネルギー、都市工学など、幅広く地域の産業を支える人材の育成を目指し、確かな技能の習得や高度な研究開発に触れることを目的に、企業や大学等と連携した実践的な教育を行っている。

卒業後の進路では、多くの生徒が地域の関連産業に就職しているが、専門性を深化させるために大学や専門学校等へ進学する割合も増えている。

(エ) 商業に関する学科

ビジネスマナーやビジネスに関する技能及び実践力を身につけ、地域や経済社会で活躍できる人材の育成を目指し、資格取得の奨励、地域と連携したショップ(販売実習)の開催など、実践的な教育を行っている。

卒業後の進路では、多くの生徒が地域の企業に就職しているが、より高度な資格取得や専門性を深化させるために大学や専門学校等に進学する割合も増えている。

(オ) 家庭・福祉に関する学科

多様化する社会の様々な分野で活躍できる人材、高齢化社会において地域の福祉を支える人材の育成を目指し、生活関連分野の学習、介護福祉士を目指した専門性の高い教育を行っている。

卒業後の進路では、関連分野の資格取得を目指す進学や介護福祉施設等に就職する生徒が多い。

イ 県立高等学校の職業系専門学科の基本方向

職業系専門学科については、社会を支える労働人口の確保、産業の高度化に対応できるスペシャリスト等の育成、静岡県の教育における「新しい実学」の奨励を進めるためにも、平成27年8月の静岡県産業教育審議会による答申内容(「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」)を踏まえた、改善・充実を図ることが必要である。

そのためには、生徒及び社会のニーズに対応した学科改善等に努めるとともに、地域産業の振興に貢献できるよう、新たな産業の創出やチャレンジ精神あふれる実践的な職業人を育成することが望まれる。また、社会全体の専門高校に対する理解促進を図るため、専門教育の魅力を発信したり体感できる機会を増やすことが望まれる。

以上のことを踏まえ、各学科の改善・充実の基本方向について例示すると、次のとおりである。

(7) 農業に関する学科

持続的かつ安定的な農業の実現、地域の活性化等に貢献できる人材の育成を図るために、6次産業化やグローバル化に対応した教育内容の充実、地域の特性を生かした商品開発や高付加価値に取り組む態度や能力の育成が望まれる。

(イ) 水産に関する学科

持続可能で発展的な水産業の実現、海洋に関する産業の広がりに対応するために、環境保全に対する意識の向上、漁獲から、加工、流通、消費を包括的に捉えた総合的なマネジメント能力の育成、新たな産業の創出や地域貢献に繋がる技術の開発等への取組が望まれる。

(ウ) 工業に関する学科

さらなる科学技術の進展や技術革新への対応として、次世代の自動車分野、エネルギー分野、環境分野等の成長産業で活躍できる技術者の育成が必要であり、新たなものづくり産業等を支える人材を育成する観点から、従来の工業教育と理数教育を融合させた教育内容等の充実が望まれる。

(エ) 商業に関する学科

経済の国際化や情報通信技術が進歩する中で、幅広く社会、経済、産業を見る能力を育成する必要がある、商業における4分野（マーケティング、経済、会計、情報）をバランス良く学習する教育の推進やグローバル化に対応した教育内容の充実が望まれる。

(オ) 家庭・福祉に関する学科

家庭科においては、男女共同参画社会の実現、生活関連産業の多様化、消費者教育や食育に対する期待の高まり等に対応するために、生活を創造する能力と実践的な態度を育成する教育内容の充実が望まれる。

福祉科においては、高齢化の急速な進展に伴い、社会における介護・福祉に関する職のニーズが益々増大することが予想され、関連施設や他の養成機関との連携を図りながら、地域の福祉を担う人材を育成する教育の推進が望まれる。また、今後は、福祉、介護、医療分野の連携がより求められており、高度な知識・技能に対応するため、大学等への接続のあり方について検討する必要がある。

(5) 県立高等学校の総合学科の改善・充実

ア 県立高等学校の総合学科の現状と課題

総合学科については、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に行う学科であり、普通科と専門教育を主とする学科に大別されていた学科区分を見直し、新たな第3の学科として平成6年度に創設された。

静岡県では、中学校の段階で将来の生き方や職業を決定していることが多くないこと、実社会においても物事を主体的に選択していく人材が求められること等を踏まえ、総合学科のような幅広い選択肢が設けられた学科への生徒及び社会のニーズは拡大すると予想し、通学可能な範囲に1校程度を目途に改組・整備を進め、平成29年5月現在、県立高校9校に設置されている。

設置校では、地域の特色や改編前の伝統ある教育内容等を考慮した多様な系列を設置し、地域及び生徒の幅広いニーズに対応した教育を行っており、科目「産業社会と人間」を活用した進路への自覚を深めさせる学習の充実を図るとともに、ガイダンス機能を充実させるために、「履修の手引き」の作成や面接指導等に力点を置いている。

今後は、総合学科の特色や強みをより明確にし、中学生や保護者、地域に対する理解促進を図ることが求められている。

イ 県立高等学校の総合学科の基本方向

総合学科については、生徒の主体的な科目選択により、普通教育及び専門教育を総合的に行うことで多様な進路希望に応えていることから、今後も将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習及びガイダンス機能の一層の充実・改善が望まれる。

また、専門学科と同様に、専門性の高い教育を実施していることから、時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の見直しが必要であり、加えて、「新しい実学」の奨励を推進することが求められている。

さらに、魅力化及び地域の人材を育成する観点から、地域資源等を活用した特色ある教育内容の充実、大学や企業等と連携した実践的な教育の推進が望まれる。

(6) 普通科等・専門学科・総合学科の生徒受入割合（募集割合）の基本方向

県教育委員会が毎年9月に中学校3年生を対象に実施している進路希望調査によると、全日制高等学校への進学希望者のうち、普通科及び理数科、国際科、芸術科等の普通系専門学科を合わせた普通科等への学科の希望者は7割前後で推移しており、引き続き、普通科志向の高い傾向が続いている。

一方で、静岡県の産業を支える人材の育成、高等学校教育における「新しい実学」の奨励の観点から、職業系専門学科の生徒受入割合をある程度確保する必要があり、また、総合学科のような幅広い選択肢が設けられた学科への生徒及び社会のニーズも認められる。

以上のことを踏まえ、普通科等、専門学科、総合学科は、それぞれ前述した基本方向に沿った改善・充実を図ることとし、その全日制課程における生徒受入割合については、引き続き、現状と同等の65%、25%、10%程度とする方向で検討することが望まれる。

(7) 県立高等学校の定時制課程の改善・充実

ア 県立高等学校の定時制課程の現状と課題

県立高等学校の定時制課程は、平成29年5月現在、20校に設置されており、学年制による夜間の定時制課程が17校、単位制による昼間と夜間の両方の時間帯に授業を開設している定時制課程が3校となっている。

定時制課程は、従来、昼間に学校に通うことができない勤労青少年のための教育機関としての役割を果たしてきたが、今日では、アルバイト等を除く勤労青少年の割合は僅かとなり、不登校を経験した生徒、他校を中途退学した生徒、外国人生徒など多様な生徒が在籍する状況になっている。

学年制による夜間の定時制課程については、充足状況等を踏まえつつ、教育の機会均等を図る観点から適正配置に努めてきたが、各学校では、1学年1学級の小規模となっており、進路希望に応じた教育課程の編成（多様な科目の設置）や多様な生徒に対するきめ細かな指導において、課題が生じてきている。また、募集定員に対する入学者は地域による差が大きく、定員の充足状況、地域の実情等を踏まえた配置の在り方について、検討が必要になっている。

単位制による昼間、夜間の定時制課程については、生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応するために、弾力的な運用が可能な新しいタイプの高校として東部、中部、西部地域に整備し、生徒及び社会のニーズも認められるが、生徒の居住する地域によっては通学の負担が大きいという指摘もある。

イ 県立高等学校の定時制課程の基本方向

定時制課程については、多様な生徒の学びの場、他校を中途退学した生徒などの再挑戦の場となっており、今後も多様化する生徒及び社会のニーズに応えるためには、より弾力的な運用が可能な教育システムへの移行が望まれる。加えて、学校から社会への接続をスムーズにするために、企業や関連機関と連携した就労支援の充実が必要である。

このような状況を踏まえ、学年制による夜間の定時制課程については、地区内に複数校の定時制課程がある場合にあつては、充足状況等の実情を踏まえつつ、より弾力的な運用が可能な単位制による昼間、夜間を併置する定時制高等学校への再編等が望まれる。その際、配置については、通学しやすい場所であること等に配慮することが望まれる。

また、1学級の生徒の数は、不登校を経験した生徒や外国人生徒等、きめ細かな指導が必要な生徒を多く受け入れていることから、各学校の実情等を踏まえ、弾力的な対応を検討することが望まれる。

なお、単位制による定時制課程については、教育課程の編成等において弾力的な運用が可能である特色を生かし、転・編入学生等の積極的な受け入れが望まれる。

(8) 県立高等学校の通信制課程の改善・充実

ア 県立高等学校の通信制課程の現状と課題

県立高等学校の通信制課程は、現在、静岡中央高等学校に設置されており、スクーリング等が居住地の近くで受けられるよう、東部地域及び西部地域にキャンパスを設置している。静岡中央高等学校では、幅広い年齢の生徒が在籍し、生活スタイルや多様なニーズに対応した柔軟な学習が可能になっており、また、入学者の状況では、他校を中途退学した生徒や転・編入生の割合が高く、再挑戦の場としての機能を果たしている。

なお、進路状況では、進学から就職まで多岐にわたっているが、進路先が未定のまま卒業する生徒の割合が高いという課題もある。

イ 県立高等学校の通信制課程の基本方向

通信制課程については、定時制課程とともに、多様な生徒の学びの場、中途退学や高卒資格を持たずに一旦社会に出た人が学び直せる再挑戦の場となっている。加えて、生涯学習の場としての多様な学習機会の提供などが求められていることから、インターネットやICTを活用した、より柔軟な通信教育システムの研究・開発が望まれる。また、進路が未定のまま卒業する生徒が多いことを踏まえ、企業や関連機関と連携した就労支援の充実が必要である。

さらに、今後は、高等学校における特別な支援等が必要な生徒に対する通級指導等の対応が求められており、週休日等に実施されている通信制課程のスクーリング等を活用した、他校からの通級が可能なシステムの整備が望まれる。

3 生徒数減少等への対応の在り方

(1) 県立高等学校の小規模校の在り方

ア 県立高等学校の小規模校の現状と課題

生徒数の減少が顕著な中山間地域等に置かれている高等学校では、教育を受ける機会を保障する観点からも再編整備(学校の統合)は難しく、結果として、小規模校(1学級規模の分校等)が増加している。

中山間地域等の小規模校では、教員数及び生徒数が限られるため、興味・関心、進路希望等に応じた多様な科目の設置、部活動(特に、団体競技等の部活動)の設置、学校行事の充実などが難しくなっている。また、地理的な要因から外部の教育機関との連携も難しいなど、多様な学習機会の確保において課題がある。このことから、教育環境の充実や地域と連携した学校の活性化に向けた方策等が必要になっている。

なお、今後の地域の生徒数の推移によっては、分校等において入学者が著しく減少することが予想され、その場合には、授業、部活動、学校行事などの教育活動が制限されるなど、著しく教育環境が低下することが懸念される。

イ 県立高等学校の小規模校の基本方向

小規模校における教育環境の充実については、一定の規模を有する高等学校（本校等）との学校間連携や外部の教育機関との連携を図ることで、多様な学習機会の確保に努める必要がある。ただし、地理的な要因から連携が難しい地域もあることから、ICTを活用した遠隔教育システムの研究が望まれる。

地域と連携した学校の活性化に向けた方策では、地域資源や地域人材を活用するなど、地域との機能的連携による教育内容の充実が必要である。さらに、他県の事例等を参考に、地元自治体の移住施策とタイアップした県外からの生徒募集を検討することも一つの案であり、その際には、生徒の受入環境（下宿、寄宿舎、生活に関する支援等）が整っている地域において実施し、成果や課題を検証することが望まれる。また、地域の協力なくして学校の存続は難しく、地元自治体との共通理解を図り、協力・支援を得ていく必要がある。

なお、教育を受ける機会を保障しつつ、活性化に向けた方策等を行ったうえでも、著しく入学者が減少した場合には、高等学校教育の質の保障、財政的な観点等から、募集停止の基準等を設けることが望まれる。その際には、当該地域の生徒が他地域で高等学校教育が受けられる方策等について、地元自治体と調整する必要がある。例えば、都市部の高等学校へ通学するためのコミュニティーバスや寄宿舎を整備することなども考えられる。

(2) 県立高等学校の全日制課程の配置等の在り方

ア 県立高等学校の全日制課程の配置等の現状と課題

生徒数の減少に伴い、多くの高等学校では規模の縮小化が進んでいる。引き続き、生徒数の減少が見込まれる中、学校経営の観点、財政的な観点等も踏まえ、充実した教育を実施するためには、一定の学校規模が必要であり、再編整備による規模の適正化が必要になっている。

ただし、高校教育の機会均等を図る観点から、都市周辺部や中山間地等においても、生徒にとって通学可能な範囲に高校が配置されていることが望ましく、地域バランスや設置学科の実情等に配慮する必要がある。

イ 県立高等学校の全日制課程の配置等の基本方向

(7) 適正規模の基本方向

県立高等学校の全日制課程の規模については、次のような理由から、生活集団としては、引き続き、おおむね1学年6～8学級が適正であると考ええる。

- ・教員・生徒間及び生徒相互間の望ましい人間関係の形成に資する規模であること。
- ・学年行事、学校行事等が円滑かつ効果的に実施できる集団の大きさを確保できる規模であること。

- ・各教科、特別活動等の教育課程の充実に必要な教職員数を確保できる規模であること。

ただし、適正規模については、これを「標準規模」ととらえ、専門学科等教育内容の特色や生徒及び地域の実情等を踏まえ、弾力的に考えることが望まれる。

(イ) 適正配置の基本方向

県立高等学校の全日制課程の配置については、充実した教育を実施するには一定の学校規模が必要であること等から、1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校、当該地区の産業従業者数等に見合った規模になっていない学校を対象に再編整備を検討することが望まれる。

なお、1学年4学級以下の学校についても、次のような観点から弾力的な対応が必要である。

- ・過疎地域であること等の当該高等学校が置かれている地域の実情に配慮すること。
- ・県内唯一の学科であること等の設置学科の特質に配慮すること。
- ・高等学校が地域の教育・文化の中心的役割を果たしていることもあることから、都市部だけに集中することなく、地域ごとに高等学校が適正に配置されるよう配慮すること。

(ウ) 適正な学級編制の基本方向

県立高等学校の全日制課程における1学級の生徒の数は、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき40人を標準としているが、今後、長期欠席生徒選抜を実施している高等学校のほか、過疎地域等に置かれている高等学校においては、中学校卒業生数の動向や進学状況等を踏まえるとともに、全県的な視野に立ってより適切な生徒募集計画を策定する観点から、弾力的な対応を検討することが望まれる。また、専門学科等においては、必要とされる教育の充実に資する観点から、学校や学科の教育内容の実情等に応じて弾力的な対応を検討することが望まれる。

4 教育環境等の整備の在り方

(1) 県立高等学校の共生・共育

ア 県立高等学校の共生・共育の現状（展望）及び課題

近年、特別支援学校高等部に学ぶ生徒が増加傾向にあり、「障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、同じ地域の中で共に生活し共に支え合う」という共生・共育の理念のもと、平成29年5月現在、県立高等学校に10校の特別支援学校高等部分校が設置されている。実施校においては、日頃の学習活動や学校行事等での交流が行われ、相互によい影響を与えている。

イ 県立高等学校の共生・共育の基本方向

県立高等学校の共生・共育については、今後も地域ごとの特別支援学校の生徒数の動向、実施校における成果、余裕教室の状況等を踏まえ、特別支援学校高等部分校の設置を検討する必要がある。

また、県立高等学校においてもLD、ADHDやアスペルガー症候群等の発達障害のある特別な支援等を必要とする生徒が在籍する実態もあることから、特別支援学校と連携した支援体制について、検討することが望まれる。

(2) 社会に開かれた教育課程づくり

ア 社会に開かれた教育課程づくりの現状（展望）及び課題

高等学校は、在校生はもとより、地域住民にとっても重要な学習機関であり、近年では、学びたいときに学ぶことのできる生涯学習の場としての役割も求められている。

また、社会で生きていくために必要な力の育成や地域と連携した学校の特色づくりの観点から、生徒の社会性及び勤労観・職業観の育成を目的に、授業等において、幅広い知識や技術を持つ社会人を特別講師として招くなど、地域の人材や自然環境、文化等の教育資源を積極的に活用している。

さらに、県立高等学校では、学校評議員制度や学校自己評価システムを導入し、「学校経営計画」をホームページ等で公表するなど、各学校の教育方針等を積極的に公開し、地域との連携・協働に努めている。

今後は、「地域の生徒は地域で育てる」という意識のもと、地域の特色や実情に応じた多様な学びの場の確保や充実を図るなど、地域との連携による社会総がかりの教育の在り方について、検討することが必要である。

イ 社会に開かれた教育課程づくりの基本方向

社会総がかりの教育を実現するためには、学校教育の中核となる教育課程をより一層、社会に開かれたものにする必要がある。

各学校においては、グローバル化への対応や魅力化を図る観点からも、地域人材や特色ある教育資源など、地域の力を教育活動により積極的に導入することが望まれる。一方で、学校の施設や教育機能の開放、教員の専門性を生かした講座の開催、地域づくりへの参画等、学校の持つ教育資源を地域に提供し、双方向での連携を深めることが望まれる。さらに、普通科等、専門学科、総合学科のすべてにおいて、産業界及び地域との連携を図りながら、体験学習やキャリア教育等の充実に努める必要がある。

また、地域における防災機能の向上において、学校や高校生への期待が高まっており、地震発生時等に高校生が地域の応急対策に協力できるよう、地域と連携した防災教育の推進について、研究することが望まれる。

(3) 県立高等学校の教職員の資質向上

ア 県立高等学校の教職員の資質向上に関する現状（展望）及び課題

県立高等学校の教職員については、これまで「静岡県教職員研修指針」に基づき、使命感・倫理観の育成及び資質能力の向上を図るとともに、ライフステージごとに課題を持ちながら自己実現を図ることができるよう、総合教育センター等で計画的に研修を進めてきた。

今後は、社会の変化を踏まえ、新しい時代に必要な資質・能力の育成を目指した学習指導要領の改訂と歩調を合わせながら、各教科等の指導に関する専門知識、教科等を超えたカリキュラム・マネジメントに必要な力、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力などを備えることが求められている。

また、教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日施行）に伴い、任命権者による教員研修計画の策定が義務付けられたことを受け、研修の一層の充実に向けた環境整備が必要である。

一方で、教職員の研修に対するニーズは高いものの、日常業務の多忙化等により研修の時間を十分に確保することが難しいという指摘もあり、研修を効率的に行う工夫をはじめ、学校における業務の精選や効率化を図るための措置についても、引き続き、講じていく必要がある。

イ 県立高等学校の教職員の資質向上に関する基本方向

生徒や保護者、地域から信頼される頼もしい教職員を育成するためには、より一層、使命感・倫理観の育成が求められている。

また、生徒及び社会のニーズの多様化など、学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、高等学校教育を充実させ、次代を担う人材を育成するには、日々生徒を指導する教職員の資質向上が極めて重要であり、その中でも、学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上が望まれる。

このような中、教職員が自律的に学ぶ姿勢を持ち、自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力の向上が図れるよう、法定研修である初任者研修、中堅教諭等資質向上研修の見直し・改善、また、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及など総合教育センターにおける研修の充実を図るとともに、在籍する学校において日常的に学びあうことができる校内研修（OJT）の促進に努める必要がある。

(4) 県立高等学校の学校施設・設備の整備・充実

ア 県立高等学校の学校施設・設備に関する現状（展望）及び課題

県立高等学校の施設・設備については、学校施設の地震対策において、校舎や体育館の耐震化に加え、天井等の非構造部材の落下対策にも取り組んできた。

また、平成4年度以降の新築では、ゆとりある生活空間づくりの観点から、生徒の交流の場である生徒ホールの整備を行い、さらには、エレベーターや身障者トイレを整備するなど、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行ってきた。

しかしながら、大半の学校施設は、生徒急増期の昭和30～50年代に建てられており、建物や設備の老朽化が著しく、和式トイレなど、現代建物の標準的な仕様を満たさない部分も多くなってきている。

そこで今後は、学校施設の老朽化対策とともに、生徒の個性に応じた教育や新たに導入される教育内容等に対応できる施設整備が課題となっている。

イ 県立高等学校の学校施設・設備に関する基本方向

施設・設備については、安全かつ良好な教育環境を確保するため、計画的に老朽校舎の改修や建て替えを進めることが必要である。その際、予想される大規模地震や自然災害時に県立高等学校が地域の避難所等の機能を担うことも視野に入れることが必要である。

また、教育環境の一層の改善を図るため、ユニバーサルデザインの導入促進やICTを活用した学習空間の整備・充実も必要である。

用語解説

(五十音順)

【新しい実学】

静岡県において理想とする教育をどのように実践していくかを検討するために設置された「高校と大学の接続・連携のあり方検討委員会 ～創造性を育むために～」最終報告書（平成26年4月22日）において、義務教育終了後、生徒たちが真に学びたい分野、興味を持つ分野に進むことができる環境を整備するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツの分野において若者の資質や才能を伸ばすことのできる実践的な学問としての「新しい実学」を奨励することが示された。

この報告を受け、平成26年8月に、静岡県教育委員会は、静岡県産業教育審議会に「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」諮問し、平成27年8月に答申を受けた。

【学科】

高校の学科は、「普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」（文部省令第1号 高校設置基準 第5条）に大別される。

- 1 普通教育を主とする学科→普通科
- 2 専門教育を主とする学科
→①農業に関する学科
②水産に関する学科
③工業に関する学科
④商業に関する学科
⑤家庭に関する学科
⑥その他専門教育を施す学科
- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科→総合学科

【共生・共育】

静岡県が推進している「ユニバーサルデザイン」の視点に立った考え方であり、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、居住する地域社会の中で、共に生活し支え合いながら、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を受けられることを目指そうとするもの。

※ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザイン」は、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考えで、バリアフリーと区別される。バリアフリーでは、物理的な障壁、制度的な障壁、情報・文化面の障壁、意識上の障壁などを取り除いていこうとするもので、ユニバーサルデザインは、最初から誰にとっても障壁のない社会づくりを目指そうとするものである。

【国際バカロレア機構】

国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）は、1968年、インターナショナルスクールの卒業生に、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と国際理解教育の促進に資することを目的として発足した。

現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施している。

【産業教育審議会】

産業教育振興法（第11条）により、都道府県及び市町村の教育委員会に条例の定めるところにより地方産業教育審議会を置くことができ、次に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議することとされている。

- ①産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- ②産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- ③産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- ④産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- ⑤産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

【静岡県公私立高等学校協議会】

昭和50年9月1日付け文部省初等中等教育局長・管理局長通知「公私立高等学校協議会の設置について」に基づき、公私協調のもと、今後の生徒募集計画その他諸問題について協議、検討することを目的に、昭和50年11月25日に静岡県公私立高等学校協議会を設置、以後、毎年、定期的に協議を行っている。

【スーパーサイエンスハイスクール（SSH）】

科学技術創造立国の実現を目指し、平成14年度から文部科学省の事業として全国の高等学校や中高一貫教育校の中から、理数系教育を重点的に実施する学校を指定し、将来の国際的な科学技術系人材の育成に資することを目的に実施している。

平成25年度より、従来と同様に新規の教育課程の研究開発を中心に行なう「開発型」と、既に開発してきた教育課程を基にした実践的な研究開発や科学技術人材育成を中心に行なう「実践型」の2区分に分けている。

【スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）】

社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的に、平成26年度から文部科学省の事業として、大学・研究機関・企業等との連携により先進的な卓越した取組を行なう専門高校を指定し、高度な知識・技能を身に付けられるカリキュ

ラムの研究開発を進めている。

【総合学科】

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科で、普通科と専門教育を主とする学科に大別されていた学科区分を見直し、新たな第3の学科として平成6年度に創設された。

なお、総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（単位制による課程）とすることを原則とし、「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設けることとなっている。

平成28年度現在、全国で372校に設置されており、静岡県では県立高校9校（伊豆総合高校、裾野高校、富岳館高校、駿河総合高校、藤枝北高校、小笠高校、遠江総合高校、天竜高校、浜松大平台高校）、私立高校1校（焼津高校）に設置されている。

＜主な教育の特色＞

- ①将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視
- ②学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を重視
- ③進路指導などのガイダンス機能の充実

【総合教育会議】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、総合教育会議の設置が地方公共団体の長の責務とされた。

総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成され、大綱の策定に関する協議、教育を行なうための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行なうこととされている。

【単位制による課程】

単位制による課程とは、学年による教育課程の区分を設けず、学年ごとの進級認定を行わないで、生徒一人一人の履修計画に従い、必要な単位を修得することにより、卒業が認定される課程をいう。

単位制では、多様な教科・科目を開設し、生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を促すことが可能であり、前籍校での修得単位を生かすなど、転・編入学者の受入れにも柔軟に対応できる。また、定時制課程においては、科目履修生として社会人を受け入れるなど生涯学習の振興という観点でも大きな機能を果たすことが期待されている。

定時制課程・通信制課程では昭和63年度から、全日制課程では平成5年度から導入が可能となり、静岡県の県立高校では、静岡中央高校（定時制課程・通信制課程）（平成5年度）、沼津東高校（平成8年度）、三島南高校（平成13年度）、掛川東高校

(平成16年度)、浜松大平台高校(定時制課程)(平成18年度)、三島長陵高校(定時制課程)(平成20年度)の6校(総合学科を除く)に設置されている。

【中高一貫教育】

中高一貫教育は、現行の中学校・高校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものであり、平成11年4月に制度化された。

中高一貫教育校は、以下の3形態がある。

- ①一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う。→中等教育学校
- ②同一の設置者が中学校と高校を併設し、高校入学者選抜を行わずに6年間一貫した教育課程に基づいた教育を行う。→併設型中高一貫教育校
- ③既存の市町立中学校と都道府県立高校が6年間一貫性に配慮した教育課程に基づいた教育を行なう。→連携型中高一貫教育校

静岡県では、併設型として、県立浜松西高校及び同中等部(平成14年度設置)、県立清水南高校及び同中等部(平成15年度設置)、沼津市立沼津高校及び同中等部(平成15年度設置)の3校、連携型として、県立川根高校並びに島田市立川根中学校、川根本町立中川根中学校及び同本川根中学校(平成14年度～)、県立佐久間高校並びに浜松市立佐久間中学校及び同水窪中学校(平成19年度～)、県立松崎高校並びに松崎町立松崎中学校、西伊豆町立西伊豆中学校及び同賀茂中学校(平成20年度～)との間で実施されている。

【長期欠席生徒選抜】

静岡県において、特定の県立高校で実施する特別選抜のひとつ。中学校での欠席日数等の合計が、第3学年でおおむね30日以上又は3年間でおおむね90日以上の生徒を対象に、調査書を用いず、自己申告書、副申書、学力検査及び面接により総合的に審査して選抜する。

平成29年度現在、伊豆総合高校土肥分校、金谷高校、天竜高校春野校舎の3校で実施している。

平成 29 年 8 月 30 日

若者定住専門部会

(賀茂振興局)

(要旨)

前回会議での専門部会設置決定を受け、これまでに3回専門部会を開催し、検討の三本柱である「賀茂の子づくり」、「具体的な行動・推進装置づくり」、「利便性の高い窓口づくり」に関して、基本的な方向性や具体化について意見交換を行い、「利便性の高い窓口づくり」における、賀茂地域1市5町が連携した相談受付体制等についての専門部会案をとりまとめた。

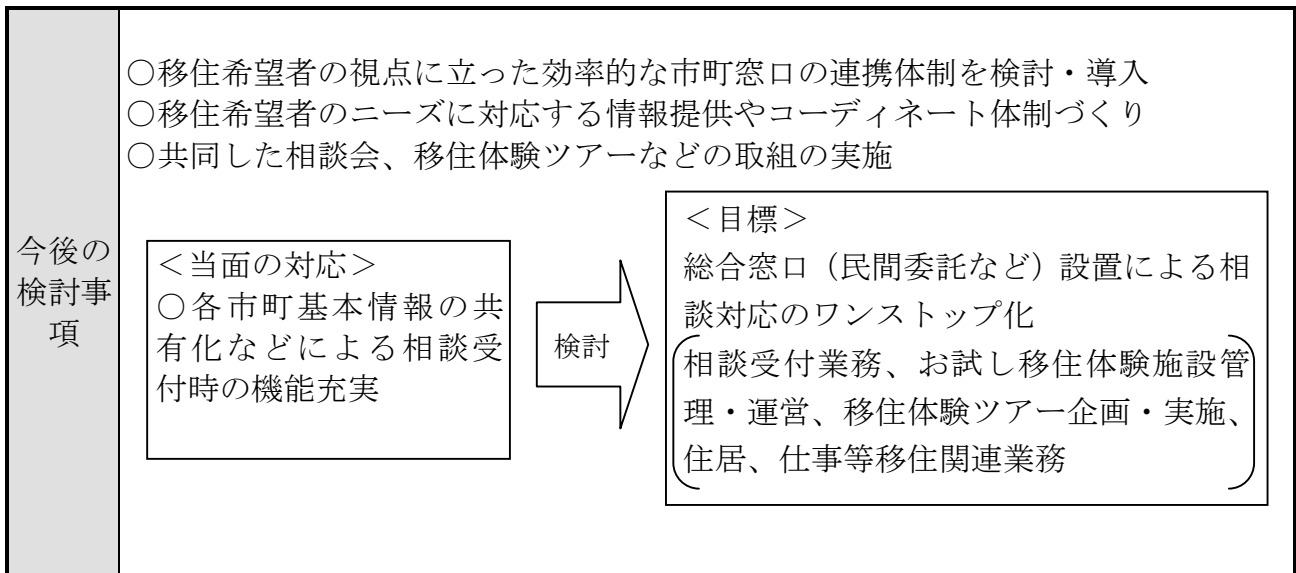
1 専門部会の開催概要

- (1) 日 時 : 第1回 平成29年6月6日(火) 10時～12時
 第2回 平成29年7月7日(金) 10時～12時
 第3回 平成29年8月2日(水) 10時～12時
- (2) 会 場 : 静岡県下田総合庁舎 2階第6会議室

2 協議事項(「利便性の高い窓口づくり」における専門部会案)

別紙1

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的に移住定住希望者が増加しており、また、静岡県は全国的に見ても移住希望が多い。 ○個別市町ではなく、伊豆地域に興味のある相談が多い。 ○県、県移住相談センターと連携を図りながら、移住定住施策に取り組んでいるが、個別の対応に差があり、また、移住希望者のニーズ(住居、仕事など)に適切に対応できないなど個別市町での対応が難しくなっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○移住定住者(U・I・Jターン)の詳細な実態が把握できておらず、実態を踏まえた効果的な施策の実施が難しい。 ○市町の相談窓口専任担当がおらず、また、移住希望者のニーズに対応した対応ができていない。(市町対応に差がある。) ○移住希望者のニーズに対応するための市町内、民間団体の連携ができていない。 ○個別市町の相談会、移住体験ツアーなど移住者の掘り出しには限界がある。 ○個別市町と連携した民間団体のみで、賀茂地域を広域で活動できる団体の育成が必要である。
課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○移住定住者の実態を踏まえた転出入時任意アンケートの基本項目共通化と全市町における導入 ○相談初期受付時の対応機能の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ①各市町の基本情報の一元化と対応 (基本情報、生活環境、移住支援制度、仕事、住まい、子育て・高齢者支援制度など) ②相談受付様式の共通化 ③相談者許諾に基づく受付情報の市町間共有化 <p>以上について、平成29年10月から導入、実施する。</p>



3 報告事項（「地域の魅力再発見・賀茂の子づくり」、「地域全体の魅力づくり・推進装置づくり」における検討状況）

検討の方向性	具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ○小中高校生を対象とした、「地域の魅力再発見」、「仕事の魅力発見」プログラムを検討（既存の取組をマッチングや新規開発）し、可能なものから順次、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校の既存の取組を調査し、共通するテーマの取組をマッチングし、ネットワーク化・広域化を図る。 ○先進的なプログラムの導入・開発を検討する。

4 今後のスケジュール

時 期	項 目	内 容
平成29年9月上旬	第4回専門部会	「賀茂の子づくり」、「具体的な行動・推進装置づくり」について具体化を検討
平成29年10月～	相談窓口、任意アンケート開始	2協議事項（専門部会案）のとおり

(参考1)

九州の人気上昇、増加傾向の移住相談会・セミナー開催数

ふるさと回帰支援センター（東京）移住希望地ランキング（2009-2016：暦年）

※(NPOふるさと回帰支援センター（東京）に相談来訪者・セミナー参加者、複数回答)

1月から12月までの1年間に新たに移住相談カード(移住希望者アンケート)を作成した人のみ。 N=回答件数

2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名	順位	県名
1位	福島県	1位	福島県	1位	長野県	1位	長野県	1位	長野県	1位	山梨県	1位	長野県	1位	山梨県
2位	長野県	2位	長野県	2位	福島県	2位	岡山県	2位	山梨県	2位	長野県	2位	山梨県	2位	長野県
3位	千葉県	3位	千葉県	3位	千葉県	3位	福島県	3位	岡山県	3位	岡山県	3位	山梨県	3位	静岡県
4位	茨城県	4位	岩手県	4位	茨城県	4位	香川県	4位	福島県	4位	福島県	4位	静岡県	4位	広島県
5位	山梨県	5位	山形県	5位	岩手県	5位	千葉県	5位	熊本県	5位	新潟県	5位	岡山県	5位	福岡県
6位	北海道	6位	茨城県	6位	大分県	6位	鳥根県	6位	高知県	6位	熊本県	6位	広島県	6位	岡山県
7位	福井県	7位	宮城県	7位	富山県	7位	大分県	7位	富山県	7位	静岡県	7位	高知県	7位	大分県
8位	山形県	8位	山梨県	8位	熊本県	8位	鳥取県	8位	群馬県	8位	鳥根県	8位	秋田県	8位	新潟県
9位	静岡県	9位	静岡県	9位	秋田県	9位	宮崎県	9位	香川県	9位	富山県	9位	大分県	9位	長崎県
10位	秋田県	10位	宮崎県	10位	宮崎県	10位	和歌山県	10位	鹿児島県	10位	香川県	10位	宮崎県	10位	宮崎県
11位	和歌山県	11位	北海道	11位	新潟県	11位	山形県	11位	栃木県	11位	石川県	11位	富山県	11位	高知県
12位	栃木県	12位	秋田県	12位	栃木県	12位	高知県	12位	新潟県	12位	千葉県	12位	長崎県	12位	栃木県
13位	岐阜県	12位	岐阜県	12位	山梨県	12位	鹿児島県	13位	山口県	13位	群馬県	13位	香川県	13位	鹿児島県
14位	岩手県	12位	大分県	12位	鳥取県	14位	滋賀県	14位	鳥根県	14位	秋田県	14位	山口県	14位	愛媛県
15位	宮城県	15位	栃木県	15位	石川県	15位	山梨県	15位	大分県	15位	山口県	15位	新潟県	15位	富山県
16位	富山県	16位	福井県	15位	岡山県	16位	埼玉県	16位	茨城県	16位	長崎県	16位	福島県	16位	神奈川県
17位	新潟県	17位	鹿児島県	15位	鹿児島県	17位	愛媛県	17位	石川県	17位	茨城県	17位	熊本県	17位	群馬県
18位	宮崎県	18位	群馬県	18位	山形県	18位	熊本県	18位	福井県	18位	広島県	18位	岐阜県	18位	熊本県
19位	群馬県	18位	和歌山県	19位	群馬県	19位	栃木県	19位	千葉県	19位	高知県	19位	鹿児島県	19位	福島県
20位	埼玉県	20位	富山県	19位	岐阜県	19位	山口県	20位	北海道	20位	和歌山県	20位	和歌山県	20位	秋田県
		19位	静岡県									20位	三重県		

N= 788

N= 775

N= 406

N= 1,017

N= 1,642

N= 2,885

N= 4,325

N= 6,777

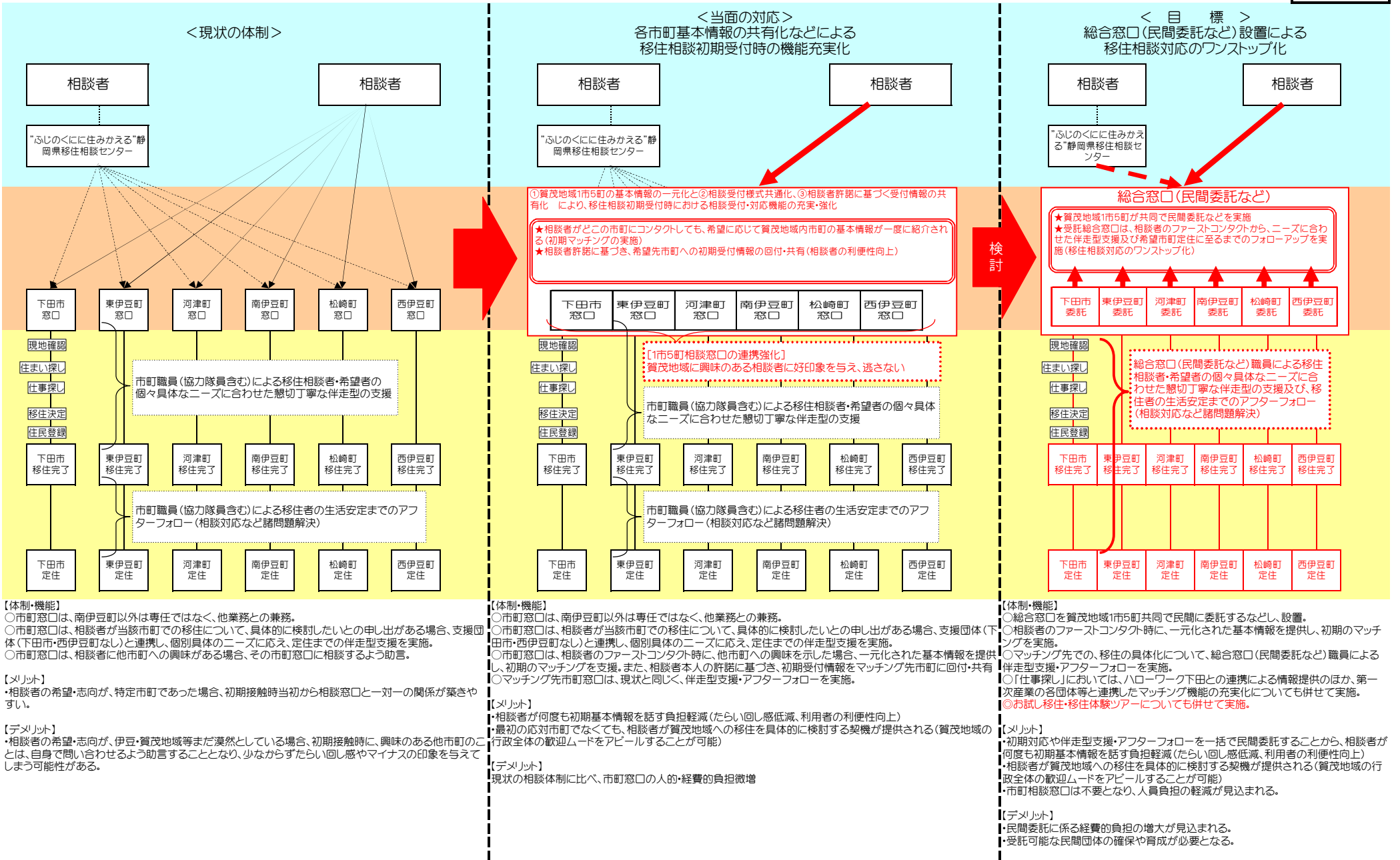
【暦年】来訪者・問い合わせ数の推移（東京：2008～2016年）



(参考2) 平成28年度市町及び県の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数・相談件数

地区名	市町名	移住者数		相談件数			
		H28年度	H27年度	H28年度	H27年度	H27-H28	
賀茂地区	下田市	5	0	28	35	▲7	80%
	東伊豆町	11	2	92	26	66	354%
	河津町	3	0	60	25	35	240%
	南伊豆町	5	0	170	120	50	142%
	松崎町	2	0	22	55	▲33	40%
	西伊豆町	4	4	40	26	14	154%
	(小計)	30	6	412	287	125	144%
東部地区	沼津市	43	9	85	93	▲8	91%
	熱海市	2	0	12	4	8	300%
	三島市	14	1	383	17	366	2253%
	富士宮市	39	5	154	17	137	906%
	伊東市	4	13	34	9	25	378%
	富士市	28	23	104	8	96	1300%
	御殿場市	2	1	68	7	61	971%
	裾野市	1	0	43	0	43	#DIV/0!
	伊豆市	21	11	75	43	32	174%
	伊豆の国市	10	5	76	27	49	281%
	函南町	0	0	3	1	2	300%
	清水町	0	1	4	2	2	200%
	長泉町	0	0	10	1	9	1000%
	小山町	59	30	68	62	6	110%
(小計)	223	99	1,119	291	828	385%	
中部地区	静岡市	68	23	649	549	100	118%
	島田市	65	7	104	47	57	221%
	焼津市	12	0	498	9	489	5533%
	藤枝市	18	8	198	149	49	133%
	牧之原市	8	3	217	19	198	1142%
	吉田町	0	0	36	6	30	600%
	川根本町	0	0	16	25	▲9	64%
	(小計)	171	41	1,718	804	914	214%
西部地区	浜松市	8	11	218	116	102	188%
	磐田市	4	0	25	0	25	#DIV/0!
	掛川市	6	0	59	45	14	131%
	袋井市	0	0	5	0	5	#DIV/0!
	湖西市	1	0	16	0	16	#DIV/0!
	御前崎市	1	6	1	4	▲3	25%
	菊川市	2	1	18	2	16	900%
	森町	3	0	19	7	12	271%
	(小計)	25	18	361	174	187	207%
市町計	449	164	3,610	1,556	2,054	232%	
静岡県	68	59	308	288	20	107%	
県移住相談センター(東京)			796	602	194	132%	
県計	68	59	1,104	890	214	124%	
合計	517	223	4,714	2,446	2,268	193%	
県U・1ターン就職サポートセンター	270	170	1,041	600	441	174%	
総計	787	393	5,755	3,046	2,709	189%	

※「相談件数」は、県内移住の相談もカウント(居住地を明らかにしない相談もあるため県内外の区分困難)



官民・民の連携専門部会

(美しい伊豆創造センター・賀茂振興局)

(要旨)

8月3日に第8回の専門部会を開催し、「伊豆半島周遊ルートの開発」、「歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり」について、今後の進め方等意見交換を実施した。




1 専門部会の開催概要

- (1) 日 時 : 第8回 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 14 時～16 時
 (2) 会 場 : 静岡県下田総合庁舎 2階第6会議室

2 報告事項




(1) 伊豆半島周遊ルートの開発

ア 「南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会」と連携した観光モデルコースの利活用

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 計 62 コースを取りまとめ済 (地域交通課) 【コース内訳 観光地めぐり 34 件、サイクリング 4 件、ウォーキング 13 件、アウトドア体験 11 件】 ダイヤ改正を踏まえたモデルルートを修正が完了 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 「デカケル JP」へコース掲載する。(※イ参照) 各市町 1～2 コースを選定し、賀茂地域で一つ保有するライセンス (ID、PASS) を共有して、順次、公式チャンネルへのルート登録を行う 		
スケジュール	8 月	9 月	10 月
	 各市町コース選定・素材収集	 各市町順次掲載	 チャンネル公開

イ 新規性・先進性の高い取組「観光周遊サイト(デカケル JP)」の利活用について

デカケル JP 運営会社では、地方自治体等と連携した取り組みを強化する方針であり、デカケル JP 上に周遊ルートを公開することが可能。

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 賀茂地域でのライセンス (ID、PASS) 発行手続き中。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> デカケル JP 上に公式チャンネルを 1 つ登録 賀茂地域各市町とライセンスを共有 「南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会」がとりまとめた観光モデルコースから各市町 1～2 コース選定し、登録 		
スケジュール	8 月	9 月	10 月
	 ライセンス取得	 ID・PASS 共有、操作研修	 チャンネル公開

ウ 新規性・先進性の高い取組「オープンデータ」作成について

進捗状況	・現在、「ふじのくにオープンデータカタログ」広域フォルダにて、トイレ、賀茂地域写真集を公開中
今後の取組	・3月末のデータ公開をもって、専門部会としては終了し、新たな取り組みについては、別途、照会のうえ調整を行う

(2) 歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり

進捗状況	・H29. 3に「賀茂地区歴史的建造物地域資源調査委託」完了 別紙1
今後の取組	・フィルムコミッション団体へのロケーション素材等として提供 ・その他利活用方策の検討

1. 件名	青少年海の家
2. 撮影場所	田牛
3. 現況 (利用状況)	ワークショップや会議などに使われている。
4. 撮影 (選定) 理由	昭和5年に建設された現存する下田市内最古の学校建築建物(旧登自 尋常高等小学校)で、大正・昭和初期の木造校舎の原型を留めている好例として、地域の教育史・建築史上、その価値を重視する声がある。
5. 写真	(遠景) 
	(近景) 